

(大阪市) 難病医療費助成指定医療機関 更新申請書

申請 区分 (該当に☑)	☐ 病院・診療所 (☐ 医科 / ☐ 歯科) ☐ 薬局 ☐ 介護医療院				
	☐ 指定訪問看護事業者等 (☐ 指定訪問看護事業者 / ☐ 指定居宅サービス事業者 / ☐ 指定介護予防サービス事業者)				
以下の全ての項目に記入し、直近の指定申請(変更届出を含む)から変更のある項目には☑を記入してください。					
指 定 医 療 機 関	名	称	☐	フリガナ	
	所	在	地	☐ 〒 大阪市	
	電	話	番	号	☐
	標	榜	し	て	い
	診	療	科	名	☐
		(病 院 ・ 診 療 所 の み 記 入)			
コード※1		※2			
開 設 者 ・ 指 定 訪 問 看 護 事 業 者 等	種	別	☐	☐ 個人 ☐ 法人※3	
	(該当するものに☑)				
	氏	名	☐	(名 称)※4	
	住	所	☐	〒	
	(所 在 地)※5				
電	話	番	号	☐	
代	表	者	☐	氏 名	
(指定訪問看護事業所等 又は介護医療院のみ記入)				住 所	
氏 名					
住 所					
上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第15条の第1項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。					
また、裏面に掲げる同法第14条第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。					
令和 年 月 日					
申請者					
〔 「開設者・訪問看護事業者等」欄における「氏名(名称)」及び「住所(所在地)」と一致 ただし、介護医療院のみ「代表者」と一致 〕					
住 所(所在地):					
氏 名(名称):					
大阪市長 あて					

※1 病院又は診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、介護医療院の場合は介護保険事業所番号、訪問看護事業者等の場合は、訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号を記載してください。

※2 番号に変更がある場合は、本届出書によらず、難病医療費助成指定医療機関(廃止・休止・再開・処分)届出書(様式6号)及び難病医療費助成指定医療機関指定申請書(様式1号)を提出してください。

※3 役員名簿(裏面)の記入が必要です。

※4 法人の場合は法人名及び代表者の職名・氏名を記載し、個人の場合は氏名のみ記載してください。

※5 指定訪問看護事業者等は主たる事務所の所在地を記載してください。

役 員 名 簿

記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙役員名簿を添付してください。

職 名	氏 名

(誓約項目)

難病の患者に対する医療等に関する法律第14条第2項各号に該当しないことを誓約すること。

難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）

第14条第2項都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 2 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、臨床研究法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。
- 3 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。
 - (1) 指定を取り消された者が法人である場合
取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
 - (2) 指定を取り消された者が法人でない場合
取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。
- 4 申請者が、難病の患者に対する医療等に関する法律の規定により指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 5 申請者が難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 6 第4号に規定する期間内に指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第4号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。
- 7 申請者が、指定の申請前5年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。
- 8 申請者が、法人で、その役員等のうちに第1号から第7号までのいずれかに該当する者のあるもの。
- 9 申請者が、法人でない者で、その管理者が第1号から第7号までのいずれかに該当する。